

香川県条例第40号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般の派遣職員の派遣期間中の給与)</p> <p>第4条 企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員で同条第1号に規定する地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。）又は技能職員（同法附則第5項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外の派遣職員（以下「一般の派遣職員」という。）には、<u>人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。</u></p> <p>2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、<u>前項</u>の規定にかかわらず、一般の派遣職員には給与を支給しない。</p> <p>3 略</p> <p>(企業職員又は技能職員である派遣職員の派遣期間中の給与)</p> <p>第8条 企業職員又は技能職員である派遣職員には、<u>その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</u></p>	<p>(一般の派遣職員の派遣期間中の給与)</p> <p>第4条 企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員で同条第1号に規定する地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。）又は技能職員（同法附則第5項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外の派遣職員（以下「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ<u>100分の70</u>を支給する。<u>ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、前項本文</u>の規定にかかわらず、<u>当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(企業職員又は技能職員である派遣職員の派遣期間中の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は技能職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。<u>ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。